

資料3-2

令和元年度第4回 茨木市都市計画審議会

令和2年1月27日

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

立地適正化計画の変更について

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

【茨木市立地適正化計画 第4章】 4 誘導施設の設定
(2)誘導施設の設定

区域に必要な機能のうちで、立地適正化計画で区域内に誘導する誘導施設としては、具体化が進む市民会館跡地エリア活用における各機能（子育て世代包括支援センター、図書館、ホール）を位置づけます。なお、誘導にあたっては、公共施設等マネジメント基本方針に基づき、施設の複合化・最適化を図ります。

他の機能については、今後、各事業プロジェクトの進捗にあわせて、誘導施設として位置づけることを検討していきます。

【誘導施設】

施設		詳細
複合施設	子育て支援総合センター （子育て世代包括支援センター（利用者支援事業基本型））	乳幼児一時預かり施設 （厚生労働省による一時預かり事業実施要綱に定める基準に則って施設を整備・運営するもの）
	こども健康センター （子育て世代包括支援センター（利用者支援事業母子保健型））	母子保健法第 22 条に定める母子保健施設
	図書館	図書館法第 2 条第 1 項に定める図書館
	ホール	地域交流センター （地域住民が随時利用でき、住民相互の交流の場となるホール）

① ホール機能
「市民の“ハレ”の場」

市民の利用を中心としたホールとして、発表会や講演、行事、イベント等、多目的に利用できる、市民にとって特別な「ハレの日」にふさわしい場所

② 憩い
「サードプレイス」

カフェ併設の図書スペースでは外の芝生で読書ができるような、緑に囲まれゆったりした空間で、誰もが心地よく過ごすことができ、サードプレイスとなる「憩い」の場

③ にぎわい・交流・中心市街地活性化
「普段使いできる交流と
にぎわいの空間」

施設の入り口付近の大屋根などのオープンスペースで、誰もが気軽に自由に活動でき、その活動をきっかけで何かが始まる、というような日常的にさまざまな人が交流する「にぎわい」の空間

④ 子育て支援
「いばらき版ネウボラ」

一時預かりや相談窓口、母子保健機能のほか、屋内遊園スペースなど、遊びに来たついでに相談できたり、情報交換や交流ができるような子育てに関する切れ目のない支援を実現する拠点施設

エリア整備イメージ

ホール、子育て支援、図書館、プラネタリウム、
市民活動センター、カフェ、交流等

大屋根等、屋内外をつなぐ中間領域

複合施設

茨木市役所

至JR茨木駅

芝生の広場や、緑に囲まれた公園、
カフェや憩いのサトプレイス

至阪急茨木市駅

マルシェやイベント等、
さまざまな集いとにぎわいの空間

元茨木川緑地

北グラウンド

※「茨木市市民会館跡地エリア活用基本構想」に基づき作成したイメージ図です。

エリアの必要機能	市民会館跡地エリア整備	
	複合施設	その他（屋外）
ホール機能 「市民の“ハレ”の場」	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホール ・ 市民利用諸室 （練習室、多目的ホール、ホワイエ、ロビー） 	-
憩い 「サードプレイス」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館 ・ 天文観覧室（プラネタリウム） ・ 飲食店、物品販売店等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芝生、緑
にぎわい・交流 ・ 中心市街地活性化 「普段使いできる交流と賑わいの空間」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動センター ・ 市民利用諸室（会議室、多目的室） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広場 ・ 屋外遊び場 ・ 大屋根
子育て支援 「いばらき版ネウボラ」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世代包括支援センター （子育て支援総合センター機能＋こども健康センター機能） 	-

【変更理由】

市民会館跡地エリアに誘導整備する複合施設について、導入される施設が具体化されてきたことを踏まえ、その内容と整合を図るため、以下のとおり変更する。

【変更案】

施設		詳細
複合施設	子育て世代包括支援センター (厚生労働省通知に基づく母子保健及び子育て支援機能を有する施設)	母子保健法第22条に定める母子健康包括支援センター
	図書館	図書館法第2条第1項に定める図書館
	ホール、市民利用諸室、市民活動センター	地域交流センター (地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設)
	天文観覧室(プラネタリウム)	
	飲食店、物品販売店等	

※子育て世代包括支援センターは、子育て支援総合センターとこども健康センターの機能を包含する施設である。